

地震火山観測研究計画部会に調査審議を 付託する事項について

令和5年3月29日
科学技術・学術審議会
測地学分会

科学技術・学術審議会測地学分会運営規則（平成13年3月15日測地学分会決定）第2条第4項に基づき、我が国の研究機関における地震火山観測計画に係る事項のうち、以下の事項についての調査審議を地震火山観測研究計画部会に付託し、同部会の議決をもって測地学分会の議決とするものとする。

- 地震火山観測研究計画の課題別計画の取りまとめ
- 地震火山観測研究計画の年次報告（機関別）の取りまとめ
- 地震火山観測研究計画の年次報告（成果の概要）の取りまとめ
- 地震火山観測研究計画における年次基礎データ調査の取りまとめ